

意見書

平成21年7月17日

総務省情報通信国際戦略局  
情報通信政策課 法体系担当 御中

〒105-6005  
東京都港区虎ノ門4-3-1  
城山トラストタワー5階  
株式会社 BS ジャパン  
代表取締役社長 山田登

「通信・放送の総合的な法体系の在り方(平成20年諮問第14号)答申案」に対する意見書を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」の答申案では、放送が「豊かな国民生活、活力ある社会、地域社会の文化の維持発展などに寄与してきた」と指摘したうえで、放送の機能・役割を保つべきとしている点をまず評価したい。法制化へ向けてとくに下記の項目について意見を申し述べたい。

#### 4. 「コンテンツ規律」

##### (2) コンテンツ規律の基本的な考え方

###### ①コンテンツ規律の集約・大括り化

・放送関連4法の集約・大括り化にあたっては、各メディアが果たしてきた機能・役割やビジネスモデルを損なわないように、慎重な扱いを要望する。とくに放送事業と深い関わりを持つ著作権の権利者など関係者に混乱や不利益を生じないようにすべきである。

###### ②コンテンツ規律の目的

・現行放送法で「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した第1条、第3条の規定について、新たな法体系に盛り込むべきである。

##### (3) 具体的規律

###### ②業務開始の手順等

・放送の「業務」「施設」などの定義や範囲については、既存の放送事業者の経営や事業形態に影響を及ぼさないようにとくに配慮を求める。

・BS デジタル放送の委託放送業務は、現行制度のもとでは表現の自由享有基準への適合のみを審査して5年ごとに「認定の更新」がなされている。新たな法体系において、この「認定の更新」は維持すべきであり、規律強化となるような変更をするべきでない。

・放送の自主自律という原則は新法体系で引き継ぐべき重要な考え方であり、番組種別の公表等の問題については、制度で義務付けるのではなく、民放事業者の自主的な検討の結果を尊重することが適切である。

・ショッピング番組の取り扱いについては、すでに民放連で視聴者保護の観点から検討を始めており、民放事業者の自主自律に委ねるべきであり、法律や政省令による分類等は馴染まないと考える。

以上